

議案第 31 号

寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について

寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

下水道事業の経営改善を目的として、公共下水道使用料を改定するため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

寒川町公共下水道使用料条例(昭和59年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「707円」を「747円」に、「91円」を「96円」に、「108円」を「114円」に、「142円」を「150円」に、「160円」を「169円」に、「176円」を「186円」に、「188円」を「199円」に、「205円」を「216円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町公共下水道使用料条例の規定は、令和3年10月分の使用料から適用し、令和3年9月分までの使用料については、なお従前の例による。

寒川町公共下水道使用料条例新旧対照表

現行					改正案				
～略～					～略～				
別表第1(第3条、第3条の2関係)					別表第1(第3条、第3条の2関係)				
1月当たりの公共下水道使用料表					1月当たりの公共下水道使用料表				
区分	基本料金		超過料金		区分	基本料金		超過料金	
	排水量	使用料	排水量	使用料 (1立方メートルにつき)		排水量	使用料	排水量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般 汚水	8立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	707 円	8立方メートル	91円	一般 汚水	8立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	747 円	8立方メートル	96円
			を超え20立方メートル以下の分					を超え20立方メートル以下の分	
			20立方メートル	108円				20立方メートル	114円
			を超え50立方メートル以下の分					を超え50立方メートル以下の分	
			50立方メートル	142円				50立方メートル	150円
			を超え100立方メートル以下の分					を超え100立方メートル以下の分	
			100立方メートル	160円				100立方メートル	169円
			を超え200立方メートル以下の分					を超え200立方メートル以下の分	
200立方メートル	176円	200立方メートル	186円						
を超え300立方メートル以下の分		を超え300立方メートル以下の分							
300立方メートル	188円	300立方メートル	199円						
を超え500立方メートル以下の分		を超え500立方メートル以下の分							
500立方メートル	205円	500立方メートル	216円						
を超える分		を超える分							
公衆 浴場 汚水	排水量1立方メートルにつき		5円		公衆 浴場 汚水	排水量1立方メートルにつき		5円	
備考					備考				
1 この表は、1月分ごとの排水量により使用料を計算する場合に適用する。ただし、2月分ごとの排水量によ					1 この表は、1月分ごとの排水量により使用料を計算する場合に適用する。ただし、2月分ごとの排水量によ				

り使用料を計算する場合にあつては、一般汚水の区分に掲げる数値(超過料金の使用料の欄に掲げる数値を除く。)にそれぞれ2を乗じて適用する。

2 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

3 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する施設で、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。

4 1立方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。

～略～

り使用料を計算する場合にあつては、一般汚水の区分に掲げる数値(超過料金の使用料の欄に掲げる数値を除く。)にそれぞれ2を乗じて適用する。

2 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

3 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する施設で、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。

4 1立方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。

～略～

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町公共下水道使用料条例の規定は、令和3年10月分の使用料から適用し、令和3年9月分までの使用料については、なお従前の例による。